



曾我事務所 ニュース

同一労働同一賃金 4月より中小企業にも本格的用 社長さんパートには賞与・退職金がない理由を説明できますか？

同一労働同一賃金というと、「同じ仕事には同じ賃金を支給しなければならない」と思ってしまいます。しかし、このような事を法律で義務付けている国はありません。

今回の同一労働同一賃金の真の意味は、正社員とパート、期間の定められた契約社員との間の不合理な格差の解消です。

例えば、長年勤務しているパートの方から、賃金規程にある賞与・退職金がパートにはない理由を聞かれた際、その会社なりに説明できるでしょうか。恐らく、まともに説明・回答のできる経営者はいないでしょう。

従って、パート社員をなぜ雇用するのかを明確にする必要があります。

短期・臨時的な仕事であるなら賞与はいらないでしょう。しかし長期的に勤務し、それなりに能力を発揮することを期待するのであれば、パートにも賞与を支給しないわけにはいきません。通勤手当、皆勤手当などの諸手当は、住宅手当などを除き非正規労働者に支給しないのは不合理という裁判結果になりました。これからは、諸手当について主旨、目的を明確にし説明できるようにする必要があります。

4月から70歳までの就業機会の確保が努力義務に 先進国で定年制という年齢差別法があるのは日本だけ

高齢者雇用安定法が改正され、事業主に新たに講ずるべき措置が義務付けられました。内閣牧子の「終わった人」のように、気力体力があるのに仕事から強制的に排除させられるのは、先進国では日本だけです。

一方、人事が停滞すると職場が活性化しないという面もあります。新卒者の採用をしなかったため、職場が重々しい空気になったという話も聞きます。定年退職した大手企業の製造業技術者が中国などに流れるケースもあるといます。

働き力のある人が能力を発揮する仕組みを検討する必要があります。

**定年を70歳以上にとすると助成金
60歳以上10人以上で160万円一人でも120万円
定年延長を検討している事業主の方ぜひご当事務所へ相談ください。**

〒262-0033
千葉市花見川区幕張本郷1-2-24 幕張本郷相葉ビル702
TEL : 043(275)1757 / FAX : 043(275)1758
E-mail: soga@sogaoffice.jp (曾我宛)
: srsogat@sogaoffice.jp (事務所宛)
ホームページアドレス: <http://www.sogaoffice.jp>
緊急連絡・ご意見は、所長携帯090(4129)4617まで



社会保険労務士 曾我 浩
行政書士

5月以降の雇用調整助成金の特例措置等について

雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金（雇用調整助成金等）、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（休業支援金等）については、5月・6月の2か月間、原則的な措置を縮減するとともに、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業について特例を設ける予定です。

7月以降については、雇用情勢が大きく悪化しない限り、上記の原則的な措置及び感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業への特例措置をそれぞれ更に縮減される予定となっています。

雇用調整助成金等の雇用維持要件について

◆令和3年4月末まで

雇用調整助成金当等：10/10（全ての中小企業）
03/04（一部を除いた大企業）
※解雇等を行わない場合
休業支援等：8割（全ての中小企業、一部を除いた大企業）

- ・令和3年1月8日以降4月末までの休業等については、令和3年1月8日以降の解雇等の有無により、適用する助成率を判断。雇用維持要件が緩和されていない企業は、令和2年1月24日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。

◆令和3年5月・6月

雇用調整助成金当等：09/10（一部を除いた中小企業）
03/04（一部を除いた大企業）
※解雇等を行わない場合
休業支援等：8割（一部を除いた中小企業、大企業）

- ・5月、6月の休業等については、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業に係る特例の対象となるものに対し、引き続き、令和3年1月8日以降の解雇等の有無により、適用する助成率を判断することとする予定。
（上記に該当しない企業については、令和2年1月24日以降の解雇等の有無により、適用する助成率を判断。）

雇用調整助成金等の雇用維持要件について

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（以下「休業支援金」という。）について、申請期限が下記のとおり延長されました。

	休業期間	変更前	変更後
中小企業	令和2年4月～9月	令和3年3月末 ※対象者の条件あり	令和3年5月末
	令和2年10月～12月	令和3年3月末	令和3年5月末
	令和3年1月～4月	令和3年7月末	変更なし
大企業	対象となる全期間	令和3年7月末 ※シフト、日雇い、登録型派遣	変更なし

※ 対象者の条件については、お手数ですが当事務所までお問い合わせください

助成金で大切なことは必要書類があるかどうか

助成金申請では、就業規則、賃金規程、法定3帳簿（出勤簿、労働者名簿、賃金台帳）をはじめとする必要書類を備えることが重要です。